

相談事例

ID: 03-01-001

相談タイトル

無断で名義人として作成された賃貸借契約書について

Q: ご相談内容

相談者の親族が賃貸住宅を借りる際、家主が親族と知り合いであったことから、相談者を名義人とする賃貸借契約を作り、親族は連帯保証人として記載されていた。

親族が家賃を滞納し、住宅を退去してしまい、名義人として記載されている相談者に対し、滞納家賃債務等の支払いを行うよう話があった。契約を行った事実がないので支払いを拒否したところ、家主側が立てた弁護士から、契約名義人なので、支払うよう連絡が来た。

親族と家主が行った、相談者には身に覚えのない契約なので、支払うつもりはないが、相手側が、弁護士を立ててきているので、このまま放っておいて良いものなのか聞きたい。

A: 回答

名義人として記載されている相談者の、全く知らないところで行われた賃貸借契約ですので、契約自体が成立しているとは考えられません。

このことは、親族と家主の間で行われたことであれば、家主は理解していることと思われしますので、直接、家主に賃貸借契約の無効と相談者には家賃債務等はないことを確認されるのが良いと考えます。

今後の対応について不安な部分は、無料の法律（弁護士）相談を利用してみたいと思います。